

松江労働基準監督署発表
令和8年9月17日(木)

【照会先】

松江労働基準監督署

副署長 松本 淳史

○第一方面主任監督官 山本 崇

電話 0852-31-1165(17:15 まで)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検
～潜水作業者に鋭利な刃物を携行させなかった疑い～

松江労働基準監督署(署長 井上 和秀^{いのうえ かずひで})は、本日、有限会社島根潜海^{しまねせんかい}及び同社現場責任者を、労働安全衛生法違反の疑いで松江地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

(1)有限会社島根潜海

所在地：島根県松江市東津田町

事業内容：港湾海岸工事業

(2)同社現場責任者 A (男性 46歳)

2 違反条文(別紙1参照)

被疑者有限会社島根潜海及び被疑者Aに対して

労働安全衛生法違反

同法第22条第2号(事業者の講ずべき措置等)

高気圧作業安全衛生規則第37条第1項(潜水作業者の携行物等)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和8年3月13日、島根県隠岐郡西ノ島町浦郷港沖の防波堤において、労働者Bにコンクリートアンカーの設置作業を行わせていた際、潜水作業中に送気ホースがアンカーのシーブに巻き込まれ、空気が送られなくなり、労働者Bが溺死するという災害が発生したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、空気圧縮機により給気を受けて潜水業務を行うときは、鋭利な刃物を携行させなければならないと規定されていますが、現場の安全管理を行っていた被疑者Aは、当該措置を講じていなかった疑いがあるものです。

関係条文

労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)

(事業者の講ずべき措置等)

第 22 条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 1 号(略)

第 2 号 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

第 3 号(略)

第 4 号(略)

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 3 第 5 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項(第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 97 条第 2 項、第 104 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

二から四(略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

高気圧作業安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 40 号)

第 37 条 事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ(潜水作業者に携行させたボンベを除く。)からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者に、信号索、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行させなければならない。ただし、潜水作業者と連絡員とが通話装置により通話することができることとしたときは、潜水作業者に信号索、水中時計及び水深計を携行させないことができる。

2 から 4 (略)